

令和 3 年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

これまでの出資法人改革の経緯と出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、**平成 30 年 8 月に策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針（平成 30 年度～令和 3 年度）」**に基づく、令和 3 年度の取組について評価を行いましたので以下のとおり御報告いたします。

本評価結果は、**上記方針に基づく最終年度の評価となるものであり、引き続き、コロナ禍で工夫を要する年度となりましたが、評価シートの PDCA サイクルを着実に回していくことで、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」と本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図るとともに、昨年度策定した新たな「経営改善及び連携・活用に関する方針（令和 4～7 年度）」の取組へと円滑につながっていくものとなります。**

出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の実施経緯

本市では、**平成 14 年度の第 1 次行財政改革プランの策定以降**、出資法人が担ってきた役割や事業について検証し、**出資法人の統廃合、市の財政的・人的関与の見直し等**、効率化・経営健全化に向けた取組を実施してきました。

平成 16 年度には、「出資法人の経営改善指針」を策定し、本市が取り組む課題と出資法人自らが取り組む課題を明らかにしながら、出資法人の抜本的な見直しや自立的な経営に向けた取組を推進してきました。

今後も引き続き、効率化・経営健全化に向けた取組を進めていく必要がある一方で、厳しい財政状況の中で地域課題を解決していくに当たり、**多様な主体との連携の重要性が増している**ほか、国における「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成 26 年 8 月 5 日付け総務省通知）等においても、**「効率化・経営健全化」と「活用」の両立が求められる**など、出資法人を取り巻く環境が変化してきています。

こうしたことから、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくという視点で、出資法人への適切な関わり方について、外部有識者から構成される**「行財政改革推進委員会出資法人改革検討部会」からの提言**等を踏まえ、前記指針について**「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」に改める**とともに、平成 30 年度に**各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定**し、毎年度、同方針に基づく各法人の取組の点検評価を実施していくこととしたところです。

総務企画局行政改革マネジメント推進室作成資料

「令和 3 年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について」

より抜粋

令和3年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考)経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

① 各取組の指標に対する達成度の選択の考え方

●各達成度の基本的な考え方

- a. 実績値 ≥ 目標値
- b. 目標値 > 実績値 ≥ 現状値 (個別設定値)
- c. 現状値 (個別設定値) > 実績値 ≥ 目標値の60%
- d. 目標値の60% > 実績値

●現状値と目標値が同じ(現状値維持)であるか、または現状値と目標値の間に差があるが、その差が極少数であり、実質的に現状維持に近い場合

⇒個別設定値を設定し、その考え方を各個表の説明欄に記載しています。区分の「現状値」を「個別設定値」と読み替えた上で選択。(原則として、方針の参考資料(指標一覧)に記載されている直近数年間の平均値と、現状値の95%(105%)のうち、より目標値に近い数値を個別設定値としている。)

●目標値×60%が、現状値以上(良い)の場合

⇒abdから選択。
また、現状値以上であっても、目標値の60%未満の場合はdを選択。

●目標値が現状値未満(悪い)の場合(個別設定値を設定している場合を除く)

⇒acdから選択。
また、現状値未満であっても、目標値以上の場合はaを選択。

●0に抑えることを目標にしている場合(コンプライアンスに反する事案の発生件数等)

⇒達成の場合はa、未達成の場合はdを選択。

●下がるのが望ましい指標の場合

- ⇒区分を下記に読み替えた上で選択。
- a. 目標値 ≥ 実績値
 - b. 現状値(個別設定値) ≥ 実績値 > 目標値
 - c. 目標値の1/0.6 ≥ 実績値 > 現状値(個別設定値)
 - d. 実績値 > 目標値の1/0.6

② 各取組に対する本市による達成状況の評価の考え方

前記①の「指標に対する達成度」に応じて、以下のとおり判定を行い、その結果を踏まえ、本市による評価として区分を選択

指標に対する達成度	点数	事例1		事例2		事例3		事例4		事例5	
		指標の数	合計点	指標の数	合計点	指標の数	合計点	指標の数	合計点	指標の数	合計点
a	3	3	9	2	6	1	3	0	0	0	0
b	2	0	0	1	2	1	2	1	2	0	0
c	1	0	0	0	0	1	1	2	2	1	1
d	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
平均点(合計点÷指標の数)→		3	9.00	3	8.00	3	6.00	3	4.00	3	1.00
			3.00		2.67		2.00		1.33		0.33

達成状況区分	指標に対する達成度の平均点
A. 目標を達成した	3
B. ほぼ目標を達成した	2.5以上~3未満
C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった	1.5以上~2.5未満
D. 現状を下回るものが多くあった	0.5以上~1.5未満
E. 現状を大幅に下回った	0.5未満

ただし、「法人コメント」に記載された、その他の成果等を踏まえ、原則とは異なる達成状況区分を選択することも可能なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において、原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入

③ 各取組に対する費用対効果の評価の考え方

前記②の「達成状況」と以下の「行政サービスコストに対する達成度」に応じて、判定を行い、その結果を踏まえ、その選択肢の範囲内で本市による評価として区分を選択。

(目標値・実績値ともにゼロ以下(実績値がプラスであっても行政サービスコストを要さない場合を含む)の場合、セルに斜線(＼)を入力。)

達成状況 \ 行政サービスコストに対する達成度	1). 実績値が目標値の100%未満	2). 実績値が目標値の100%以上110%未満	3). 実績値が目標値の110%以上120%未満	4). 実績値が目標値の120%以上
A. 目標を達成した	(1). 十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
B. ほぼ目標を達成した	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった	(2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
D. 現状を下回るものが多くあった	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である
E. 現状を大幅に下回った	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である

ただし、「法人コメント」の記載内容を踏まえ、原則とは異なる区分を選択することも可能。

なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入。

④ 今後の取組の方向性の選択の考え方

前記②と③の評価等を踏まえ、以下の表を参考に、法人としての今後の取組の方向性を3つの区分から選択。

方向性区分	説明(選択の要件)
I. 現状のまま取組を継続	<p>【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下の両方に該当する場合) ・前記②の「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(1). 十分である」又は「(2). 概ね十分である」を選択</p> <p>【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】 ・前記②「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択</p>
II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続	<p>【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下のいずれかに該当する場合) ・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(3). やや不十分である」、「(4). 不十分である」を選択 (目標等の見直しが必要な場合には、その根拠を明確に記入。)</p> <p>【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】 ・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択</p>
III. 状況の変化により取組を中止	取組を中止する場合(その根拠を明確に記入。)

経営改善及び連携・活用に関する方針

(平成30(2018)年度～令和3(2021)年度)

法人名(団体名)	公益財団法人川崎市学校給食会	所管課	教育委員会事務局健康給食推進室
----------	----------------	-----	-----------------

経営改善及び連携・活用に関する方針

法人の施策概要

(1) 法人の事業概要

市内小学校・中学校など約11万人の給食物資の調達に関する事業として、安全・安心で良質な食材を安定的に低廉な価格で供給しています。また、学校給食費の管理に関する事業として、給食物資代金の徴収と支払を行っています。他に、学校給食実施に寄与する講習会や研究会等を開催する事業、学校給食の普及奨励に必要な事業等を行っています。

(2) 法人の設立目的

事業を通して、成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育を推進し、豊かな市民生活に寄与することを目的としています。

(3) 法人のミッション

学校から予納徴収された給食費を原資として、給食物資の調達購入、物資代金の支払い等の業務を行うことを基本としています。市立学校の統一献立における物資の共同購入を行うことにより、安全で安心な給食物資を廉価で継続的・安定的に学校に供給し、学校給食事業の運営が円滑適正に実施されるよう努めています。また、安全・安心な学校給食を児童生徒に提供するために、規格基準書に基づく厳密な品質の管理徹底、給食物資の各種衛生検査や給食物資の調査研究、物資加工工場の視察等を行うとともに、給食に関わる研究協議会や新製品展示会の開催、給食会だより等の発行による情報提供を行うことにより、成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育を推進し、市民生活に寄与することを目的としています。

本市施策における法人の役割

本市では、中学校給食の目指す姿として「健康給食」を定め、平成29年12月より中学校全校で完全給食を開始し、小学校においても「健康給食」の実施に向け、学校給食を活用した小中9年間にわたる体系的・計画的な食育を推進することにより、さまざまな経験を通じて「食」に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけ、生涯健康な生活を送るための基礎を育むことを目指しています。

本法人は、市立学校の学校給食に係る物資の調達業務を行っていますが、物資の価格だけでなく、味・品質・安全性等を考慮して献立に適した物資を選定するとともに、公益性の視点を持って納入できる業者を選定し給食物資を共同購入することにより、安全・安心な給食物資を廉価で継続的・安定的に供給し、保護者や学校運営の負担軽減を図っています。また、給食に関わる研究協議会の開催等、市と連携して児童生徒の健全な食生活に関わる食育を推進し、豊かな市民生活に寄与する役割を担っています。

		基本政策	施策
法人の取組と関連する計画	市総合計画における位置づけ	子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり	「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進
	分野別計画	かわさき教育プラン、第4期川崎市食育推進計画	

現状と課題

・現在、市立学校の統一献立における物資の共同購入を行うことにより、安全で安心な給食物資を廉価で安定的に供給しています。今後においても学校給食事業の円滑な運営に積極的に関わっていくために、物資の規格管理、衛生管理や情報提供、業者指導の徹底が必要です。
 ・学校給食費の未納については、学校相談員を配置して学校との連携を密にしながら未納の回収に努めています。また、「公益財団法人川崎市学校給食会債権管理規程」に基づいた債権放棄を行っています。今後、平成29年度から、全校実施された中学校給食の給食費未納者への対応業務が増えていくことが予想されますので、当法人としてはより一層、未納の回収に努めていく必要があります。
 ・これまでも、効率的な執行体制を図るため、給食管理システムの導入や送金書の見直し、メールの積極的な活用等業務改善に努めてきましたが、今後ともより効率的な業務執行を図っていく必要があります。

取組の方向性

(1) 経営改善項目

・安全で安心な給食物資を安定的に供給するために、規格衛生検査や物資確認検査の実施、物資選定に伴う食品成分表、配合内容表の提出を業者に求めていきます。また、学校や学校給食センターからの物資の苦情については、給食提供前に速やかに交換、代替品等に対応していくとともに、業者指導を徹底していきます。
 ・学校給食費の未納者については、学校と連携し、督促状や催告状を発送しながら効率的な回収に努めていきます。また、債権管理規程に則った債権放棄を進めていきます。

(2) 本市における法人との連携・活用

・学校給食を活用した食育を推進する上で、安全・安心な給食物資を継続的・安定的に供給していくことが必要であり、品質を確認するため学校へ納入される物資の検査や苦情発生時の迅速な対応を法人と連携して行います。
 ・法人は保護者から徴収した学校給食費を原資として給食物資の調達を行っていますので、自主財源の確保は困難です。学校給食費の未納者への対応や新たに開始した中学校給食事業などが円滑適正に実施されるための運営体制を維持していく上で、市は適切な費用を補助金として交付し、健全経営を推進していきます。

1. 本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する計画

4カ年計画の目標

安全で安心な給食物資を廉価で継続的・安定的に学校に供給し、学校給食事業の運営が円滑適正に実施されるよう努めます。また、安全・安心な学校給食を児童生徒に提供するために、規格基準書に基づく厳密な品質の管理徹底、給食物資の各種衛生検査や給食物資の調査研究、物資加工工場の視察等を行うとともに、給食に関わる研究協議会や新製品展示会の開催、給食会だより等の発行による情報提供を行うことにより、成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育を推進し、市民生活に寄与します。

本市施策推進に向けた事業計画

取組№	事業名	指標	現状値	目標値					単位
			平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度		
①	安全で安心な給食物資の継続的・安定的な供給	給食停止等の発生件数	0	0	0	0	0	0	件
		学校給食用物資納入業者登録数	28	30	30	31	31	社	
		事業別の行政サービスコスト	52,266	52,817	52,817	52,817	52,817	千円	
②	給食物資に関する苦情件数の削減	物資に関する苦情への対応数	459	500	490	480	470	件	
③	給食物資の規格衛生検査の実施	食中毒発生件数	0	0	0	0	0	件	
④	成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育の推進	食育講座の参加人数	80	90	90	100	100	人	

経営健全化に向けた事業計画

取組№	項目名	指標	現状値	目標値					単位
			平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度		
①	給食費徴収業務の健全化	給食費の取納率	99.94	99.94	99.94	99.95	99.95	%	

業務・組織に関わる計画

取組№	項目名	指標	現状値	目標値					単位
			平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度		
①	公益法人会計基準に則った会計処理	コンプライアンスに反する事案の発生件数	0	0	0	0	0	件	
②	職員の資質向上に向けた取り組み	法人職員対象の研修会への参加、内部研修会の開催	15	17	17	20	20	回	

2. 本市施策推進に向けた事業計画①

事業名		安全で安心な給食物資の継続的・安定的な供給						
指標		給食停止等の発生件数、学校給食用物資納入業者登録数						
現状		川崎市学校給食会は、安全で安心な給食物資の継続的・安定的な供給をすることにより、川崎市立学校の給食提供の一翼を担っています。給食用物資の安全面では、「学校給食用物資規格基準書」において、食材について詳細な安全基準を設け、毎月開催する物資選定委員会において、この基準に合格した食材を選定し安全性を確保した上で学校に提供しています。また、市立学校の統一献立における物資の共同購入を行うことにより、安全で安心な給食物資を廉価で安定的に供給しています。						
行動計画		引き続き、物資選定委員会を開催することにより、安全で安心な給食物資の供給を目指します。併せて、「学校給食用物資規格基準書」についても、安全性を担保する効果的な基準書となるよう、随時見直しを行っていきます。また、市立学校の統一献立における物資の共同購入については、事業者への働きかけにより入札参加事業者の増加を図ることで、給食物資をより廉価で安定的に供給していきます。						
スケジュール		現状値		目標値			単位	
		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度		
指標	1	給食停止等の発生件数	0	0	0	0	0	件
		説明 給食物資が原因となる給食提供停止等の発生件数						
	2	学校給食用物資納入業者登録数	28	30	30	31	31	社
		説明 学校給食用物資の入札に参加するために、登録された業者の数						
	3	事業別の行政サービスコスト	52,266	52,817	52,817	52,817	52,817	千円
		説明 直接事業費－直接自己収入						

本市施策推進に向けた事業計画②

事業名		給食物資に関する苦情件数の削減						
指標		物資に関する苦情への対応数						
現状		学校や学校給食センターからの物資についての苦情は、異物が混入していたケースや髪の毛が入っていたケース、野菜や果物の状態が悪いもの等様々あります。状況を確認し、給食提供前に速やかに交換、代替品等で対応しています。指摘のあった物資の納品業者には、その発生原因の解明と改善策を提出させ、再発の防止に努めています。						
行動計画		食材取扱い業者に対して、製造過程から学校納入までの安全性の確保に向け、納品業者への注意喚起や指導を行います。また指摘のあった物資の納品業者には、その発生原因の解明と改善策を提出させ、再発の防止に努めていきます。						
スケジュール		現状値		目標値			単位	
		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度		
指標	1	物資に関する苦情への対応数	459	500	490	480	470	件
		説明 苦情があった際、物資を交換、代替品の納品等で対応をした実数						

本市施策推進に向けた事業計画③								
事業名		給食物資の規格衛生検査の実施						
指標		食中毒発生件数						
現状		給食物資が起因の食中毒の事故を防止するため、食材の細菌検査、残留農薬検査等必要な衛生検査を、川崎市健康安全研究所に依頼しています。平成29年度は、検査食品数29品目を対象に、細菌検査等を266件実施し、給食物資の安全性の確保に努めました。						
行動計画		引き続き、食材の細菌検査、残留農薬検査等必要な衛生検査を、検査機関に依頼することで、給食物資が起因となる食中毒の発生を未然に防いでいきます。						
スケジュール		現状値		目標値			単位	
		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度		
指標	1	食中毒発生件数	0	0	0	0	0	件
	説明	給食物資が起因の食中毒発生件数						

本市施策推進に向けた事業計画④								
事業名		成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育の推進						
指標		食育講座の参加人数						
現状		川崎市小学校給食教育研究協議会の開催、学校給食献立連絡調整会議への参加、川崎市PTA連絡協議会が主催する食育推進コンテストの後援、給食会だよりの発行と学校への配布等の事業を通して、成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育活動を推進しています。						
行動計画		食育関連事業を継続して実施することで、市施策における食育の推進の一助となるよう努めます。また、各種団体と協力し開催する講座において、児童生徒の参加者数を増やす取り組みを進めます。						
スケジュール		現状値		目標値			単位	
		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度		
指標	1	食育講座の参加人数	80	90	90	100	100	人
	説明	出前食育講座等の参加人数						

3. 経営健全化に向けた計画								
項目名		給食費徴収業務の健全化						
指標		給食費の収納率						
現状		平成29年度の学校給食費収納率は99.9%であり、適切な徴収執行をしています。また、未納金については、法人理事や学校相談担当が給食費未納となっている学校を訪問し、学校と連携しながら回収を進めています。さらに、平成28年度から「公益財団法人川崎市学校給食会債権管理規程」に基づいた債権放棄を行っています。						
行動計画		経営健全化や給食費負担の公平性の観点等から、引き続き給食費徴収を適切に執行し、収納率のさらなる向上を目指します。また、未納金回収、債権放棄についても、回収計画や規定等に基づいて、引き続き実施していきます。						
スケジュール		現状値		目標値			単位	
		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度		
指標	1	給食費の収納率	99.94	99.94	99.94	99.95	99.95	%
	説明	給食費収納予定額に対する実収納額の率						

4. 業務・組織に関する計画①

項目名		公益法人会計基準に則った会計処理						
指標		コンプライアンスに反する事案の発生件数						
現状		本法人は、給食物資の調達や学校給食費の管理など年間50億円程度の事業を担い、その収支には複数の職員が関わって厳重なチェックも行い、常に代表理事と業務執行理事の決裁を受けています。学校給食費の入金や業者の支払い等は全て金融機関を通して行い、公認会計士による通帳の残高チェックも実施しています。また、日々の収支状況については、当会が導入している会計システムにより公認会計士がリアルタイムでチェックできる機能を備えています。						
行動計画		事業の推進あたっては、引き続き複数のチェック体制、代表理事と業務執行理事の承認、公認会計士の指導等により、正確で透明性のある会計処理を行っていきます。						
スケジュール		現状値		目標値			単位	
		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度		
指標	1	コンプライアンスに反する事案の発生件数	0	0	0	0	0	件
	説明	コンプライアンスに反する事案の発生件数						

業務・組織に関する計画②

項目名		職員の資質向上に向けた取り組み						
指標		法人職員対象の研修会への参加、内部研修会の開催						
現状		公益財団法人職員としての資質向上を図るため、全国公益法人協会で行われている研修会に、月1回、各回2人、神奈川県総務局が開催する研修会に年3回、各回1人を参加させています。						
行動計画		公益財団法人に関する各種手続きを理解することや、法人に関わる最新の情報を入手し迅速な対応を図ることは必要不可欠なことです。引き続き研修会への参加を図ることで、法人職員として必要な知識を習得し、資質の向上を図ります。また、研修に参加した職員が講師になり、他の職員に対してコンプライアンス等に関する研修を実施するなど、法人内部での人材育成についても推進していきます。						
スケジュール		現状値		目標値			単位	
		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度		
指標	1	法人職員対象の研修会への参加、内部研修会の開催	15	17	17	20	20	回
	説明	各種研修会への参加回数、内部研修会の実施回数						

法人名(団体名)	公益財団法人川崎市学校給食会	所管課	教育委員会事務局健康給食推進室
----------	----------------	-----	-----------------

(参考)本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する計画に設定する指標一覧

本市施策推進に向けた事業計画

指標	指標の考え方	現状値	目標値	目標値の考え方
		平成29(2017)年度	令和3(2021)年度	
①安全で安心な給食物資の継続的・安定的な供給				
1	算出方法 給食停止等の発生件数 給食物資が原因となる給食提供停止等の発生件数	0件	0件	給食物資が起因となる給食提供停止等の重大事故は、本来起こってはならないものであり、目標値は毎年0件であるべきである。 (参考:H26-H29 発生件数0件)
2	算出方法 学校給食用物資の入札に参加するために、登録された業者の数	28社	31社	より多くの業者が入札に参加することが望ましいが、物資の安全性の確保等を鑑みると、むやみに多くすればよいという事ではなく、信頼性における納入業者を1社でも確保することが重要であり、毎年度微増という目標値とした。 (参考:H26-H29 平均27社)
3	算出方法 事業別の行政サービスコスト 直接事業費-直接自己収入	52,266千円	52,817千円	本市財政支出が過剰に増加しないよう維持する。 (参考:H29決算見込額52,266千円、H30見込額52,817千円)
②給食物資に関する苦情件数の削減				
1	算出方法 物資に関する苦情への対応数 苦情があった際、物資を交換、代替品の納品等で対応した実数	459件	470件	本来この目標値は前年度比で減少されることが望ましいが、平成29年12月から全中学校で完全給食が実施されたことに伴い、年間の対応件数が、中学校給食関係で50件あったこと、平成30年度は中学校が年間を通して給食を実施することから、対応数は増が見込まれます。平成31年度以降は再び減少となるよう努めます。 (参考:H26-H29 平均237件。H28までは基本物資の取扱いがなかったため、対応件数も少なく平均値も少なくなっています。)
③給食物資の規格衛生検査の実施				
1	算出方法 食中毒発生件数 給食物資が起因の食中毒発生件数	0件	0件	給食物資が起因とな食中毒は起こってはならないものであり、目標値は毎年0件であるべきである。 (参考:H26-H29 発生件数0件)
④成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育の推進				
1	算出方法 食育講座の参加人数 出前食育講座等の参加人数	80人	100人	開催中の講座への参加者増と、2年ごとの新規講座開催を見据えた数値とした。 (参考:H26-H29 平均80人)

経営健全化に向けた事業計画

指標	指標の考え方	現状値	目標値	目標値の考え方
		平成29(2017)年度	令和3(2021)年度	

①給食費徴収業務の健全化

1	算出方法	給食費収納予定額に対する実収納額の率	給食費における食材費の保護者負担は、学校給食法で定められたことであり、給食物資の供給事業のためにも、給食費の徴収は適切に実施されなければならない。	99.94%	99.95%	給食物資の購入については、全て給食費で賄われており、100%とすることが望ましいが、様々な事情で未納となるケースもあることを勘案して、限りなく100%に近い目標値を設定し、これを維持することとした。 (参考:H26-H28年度まで 99.94%)

業務・組織に関わる計画

指標	指標の考え方	現状値	目標値	目標値の考え方
		平成29(2017)年度	令和3(2021)年度	

①公益法人会計基準に則った会計処理

1	算出方法	コンプライアンスに反する事案の発生件数	本法人は、給食物資の調達や学校給食費の管理など年間約50億円の事業を担っている公益財団法人であります。職員のコンプライアンス遵守は、厳格に適用されなければならないものと考えます。	0件	0件	コンプライアンスに反する事案は起こってはならないものであり、目標値は毎年0件であるべきである。 (参考:H26-H29 実績0件)
		コンプライアンスに反する事案の発生件数				

②職員の資質向上に向けた取り組み

1	算出方法	法人職員対象の研修会への参加、内部研修会の開催	公益財団法人と特殊性を鑑みると、当該職員としての資質向上を図ることは必須であるため、各種団体が開催する研修会に職員を派遣することが求められる。また、参加した職員が内部研修の講師となり研修会を開催することで、知識の共有と伝承が期待できる。	15回	20回	内部研修の実施は新たな業務となることから、実施には現在の職務との調整とつながりながら開催可能な目標値を設定した。 (参考:H26-H29 実績15回)
		各種研修会への参加回数、内部研修会の実施回数				

資金計画表

[平成30年度～平成33年度]

法人名: 公益財団法人川崎市学校給食会

(単位: 千円)

項目			決算	予算	計画		
			平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
経常収支	収入	事業収入	3,847,706	5,177,270	5,177,270	5,177,270	5,177,270
		補助金収入	63,935	68,132	68,132	68,132	68,132
		委託費収入	175	351	351	351	351
		雑収入	1,993	187	187	187	187
		経常収入合計	3,913,809	5,245,940	5,245,940	5,245,940	5,245,940
	支出	事業費	3,901,412	5,233,922	5,233,922	5,233,922	5,233,922
管理費		11,927	12,018	12,018	12,018	12,018	
経常支出合計		3,913,339	5,245,940	5,245,940	5,245,940	5,245,940	
経常収支			470	0	0	0	0
投資収支	固定資産取得支出	0	0	0	0	0	
	固定資産売却収入	0	0	0	0	0	
	投資等収支	0	0	0	0	0	
財務収支	借入れによる収入	0	0	0	0	0	
	借入金償還による支出	0	0	0	0	0	
	利息/配当金の支払	0	0	0	0	0	
	財務収支	0	0	0	0	0	
現金預金増加高			470	0	0	0	0
期首現金預金			113,007	113,476	113,476	113,476	113,476
期末現金預金			113,476	113,476	113,476	113,476	113,476